

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	①-1原爆ドーム及び平和記念公園 周辺地区
	A地区、B地区、C地区

許可基準		基準の内容		申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ		10m以下		地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準 A		基準の適用	☐ 有 ☐ 無		
	表示内容	ビル名称等又は駐車場を表す案内用 記号（P マーク）	内 容	☐ ビル名称等 ☐ P マーク		
	表示形式	広告物の個数は1 壁面につき1 個	個 数	☐ 1 壁面につき1 個		
		建築物の壁面に箱文字又は直塗り で表示するもの	形 式	☐ 壁面の箱文字 ☐ 壁面の直塗り		
	文字の大きさ	縦1.2m以下	有 の 場 合	縦 m		
	商標・P マーク の大きさ	縦横それぞれ2.4m以下 ※商標・P マークと文字を一体的に 1 個の広告物として表示する場合は 「文字の大きさ」の基準を適用		縦 m		
				横 m		
	色彩	文字・商標・P マークの彩度が2以下	文字等の マンセル値			
	照明	照明は行わない	照 明	☐ 無		
壁面利用広告物の総量		表示面積の合計が壁面の面積(高さ 10m以下の部分)の1/5以下かつ30㎡ 以下	壁面の面積 〔高さ10m以下〕 (A)	㎡		
		※表示面積が1㎡以下の広告物、表示 期間が2週間以内の一時的・仮設 的な広告物は表示面積の合計に含め ない。また、算定した表示可能面積 が10㎡に満たない場合は10㎡以下ま で表示可能	表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡		
			壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 (B ÷ A)	%		
広告物の地色の色彩		地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下 ※表示面積2㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外	地色の マンセル値			
屋上広告物の設置		10m超不可	地表から上端 までの高さ	m		
広告内容 (自家用・管理用広告物への限定)		自家用広告物・管理用広告物のみ掲 出可 ※表示面積1㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外	内 容			

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「2㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「内容」欄には、申請する広告物の表示内容を記載してください。（ビル名称、会社名、店舗名、営業内容、取扱商品名などと記載）
- 6 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	①-2原爆ドーム及び平和記念公園 周辺地区
	D地区

許可基準		基準の内容		申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ		10m以下		地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和 する広告物の基準		基準B		基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容		ビル名称等又は駐車場を表す案内用 記号（Pマーク）		内 容	☐ ビル名称等 ☐ Pマーク	
表示形式		広告物の個数は1壁面につき1個		個 数	☐ 1壁面につき1個	
		建築物の壁面に箱文字又は直塗り で表示するもの		形 式	☐ 壁面の箱文字 ☐ 壁面の直塗り	
文字の大きさ		縦1.2m以下		有 の 場 合	縦 m	
商標・Pマーク の大きさ		縦横それぞれ2.4m以下 ※商標・Pマークと文字を一体的に 1個の広告物として表示する場合は 「文字の大きさ」の基準を適用			縦 m	
					横 m	
色彩		文字・商標・Pマークの彩度が暖色 系8以下、暖色系以外6以下		文字等の マンセル値		
照明		照明装置が文字の内部若しくは裏面 又は背後の壁面に取り付けられてい ること		照 明	☐ 箱文字の内部・裏面 ☐ 箱文字の背後の壁面 ☐ 無	
壁面利用広告物の総量		表示面積の合計が壁面の面積（高さ 10m以下の部分）の1/5以下かつ30㎡ 以下		壁面の面積 〔高さ10m以下〕 （A）	m ²	
		※表示面積が1㎡以下の広告物、表 示期間が2週間以内の一時的・仮設 的な広告物は表示面積の合計に含め ない。また、算定した表示可能面積 が10㎡に満たない場合は10㎡以下ま で表示可能		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 （B）	m ²	
				壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 （B÷A）	%	
広告物の地色の色彩		地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下 ※表示面積2㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外		地色の マンセル値		
屋上広告物の設置		10m超不可		地表から上端 までの高さ	m	
広告内容 （自家用・管理用広告 物への限定）		自家用広告物・管理用広告物のみ掲 出可 ※表示面積1㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外		内 容		

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「2㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「内容」欄には、申請する広告物の表示内容を記載してください。（ビル名称、会社名、店舗名、営業内容、取扱商品名などと記載）
- 6 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	①-3原爆ドーム及び平和記念公園 周辺地区
	E 地区

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ	20m以下	地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準C	基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容	壁面の自家用広告物	内 容	☐ 壁面の自家用広告物	
表示面積	表示面積が20㎡以下 (広告物1個当たり)	有の場合 表示面積	㎡	
色彩	地色の彩度が暖色系8以下、 暖色系以外6以下	地色の マンセル値		
壁面利用広告物の総量	〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡以下の場合〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下 〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡超の場合〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下 ※表示面積が1㎡以下の広告物、表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物は表示面積の合計に含めない。また、算定した表示可能面積が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで表示可能	壁面の面積 〔高さ20m以下〕 (A)	㎡	
		算定した 表示可能面積 (上限値)	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
		壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 (B÷A)	%	
		申請する広告物 の表示面積 (最大のもの)	㎡	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が10以下 ※表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外	地色の マンセル値		
屋上広告物の設置	20m超不可	地表から上端 までの高さ	m	

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「10㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	②平和大通り沿道地区
----------------------	------------

許可基準		基準の内容		申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ		10m以下		地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和 する広告物の基準		基準B		基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容		ビル名称等又は駐車場を表す案内用 記号（Pマーク）		内 容	☐ ビル名称等 ☐ Pマーク	
表示形式		広告物の個数は1壁面につき1個		個 数	☐ 1壁面につき1個	
		建築物の壁面に箱文字又は直塗り で表示するもの		形 式	☐ 壁面の箱文字 ☐ 壁面の直塗り	
文字の大きさ		縦1.2m以下		有 の 場 合	縦 m	
商標・Pマーク の大きさ		縦横それぞれ2.4m以下 ※商標・Pマークと文字を一体的に 1個の広告物として表示する場合は 「文字の大きさ」の基準を適用			縦 m	
					横 m	
色彩		文字・商標・Pマークの彩度が暖色 系8以下、暖色系以外6以下		文字等の マンセル値		
照明		照明装置が文字の内部若しくは裏面 又は背後の壁面に取り付けられてい ること		照 明	☐ 箱文字の内部・裏面 ☐ 箱文字の背後の壁面 ☐ 無	
壁面利用広告物の総量		表示面積の合計が壁面の面積(高さ 10m以下の部分)の1/5以下かつ30㎡ 以下		壁面の面積 〔高さ10m以下〕 (A)	㎡	
		※表示面積が1㎡以下の広告物、表 示期間が2週間以内の一時的・仮設 的な広告物は表示面積の合計に含め ない。また、算定した表示可能面積 が10㎡に満たない場合は10㎡以下ま で表示可能		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
				壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 (B÷A)	%	
広告物の地色の色彩		地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下 ※表示面積5㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外		地色の マンセル値		
屋上広告物の設置		10m超不可		地表から上端 までの高さ	m	
広告内容 (自家用・管理用広告 物への限定)		自家用広告物・管理用広告物のみ掲 出可 ※表示面積1㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外		内 容		

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「5㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「内容」欄には、申請する広告物の表示内容を記載してください。（ビル名称、会社名、店舗名、営業内容、取扱商品名などと記載）
- 6 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	③縮景園周辺地区
----------------------	----------

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ	10m以下	地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準B	基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容	ビル名称等又は駐車場を表す案内用 記号（Pマーク）	内 容	☐ ビル名称等 ☐ Pマーク	
表示形式	広告物の個数は1壁面につき1個 建築物の壁面に箱文字又は直塗り で表示するもの	個 数	☐ 1壁面につき1個	
文字の大きさ	縦1.2m以下	形 式	☐ 壁面の箱文字 ☐ 壁面の直塗り	
商標・Pマーク の大きさ	縦横それぞれ2.4m以下 ※商標・Pマークと文字を一体的に 1個の広告物として表示する場合は 「文字の大きさ」の基準を適用	大 き さ	縦 m 横 m	
色彩	文字・商標・Pマークの彩度が暖色 系8以下、暖色系以外6以下	文字等の マンセル値		
照明	照明装置が文字の内部若しくは裏面 又は背後の壁面に取り付けられている こと	照 明	☐ 箱文字の内部・裏面 ☐ 箱文字の背後の壁面 ☐ 無	
壁面利用広告物の総量	表示面積の合計が壁面の面積（高さ 10m以下の部分）の1/5以下かつ30㎡ 以下 ※表示面積が1㎡以下の広告物、表 示期間が2週間以内の一時的・仮設 的な広告物は表示面積の合計に含め ない。また、算定した表示可能面積 が10㎡に満たない場合は10㎡以下ま で表示可能	壁面の面積 〔高さ10m以下〕 （A）	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 （B）	㎡	
		壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 （B÷A）	%	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下 ※表示面積2㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外	地色の マンセル値		
屋上広告物の設置	10m超不可	地表から上端 までの高さ	m	
広告内容 （自家用・管理用広告 物への限定）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲 出可 ※表示面積1㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外	内 容		

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「2㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「内容」欄には、申請する広告物の表示内容を記載してください。（ビル名称、会社名、店舗名、営業内容、取扱商品名などと記載）
- 6 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	④リバーフロント・シーフロント 地区
----------------------	-----------------------

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ	20m以下	地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準C	基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容	壁面の自家用広告物	内 容	☐ 壁面の自家用広告物	
表示面積	表示面積が20㎡以下 (広告物1個当たり)	有 の場合	表示面積	㎡
色彩	地色の彩度が暖色系8以下、 暖色系以外6以下	地色の マンセル値		
壁面利用広告物の総量	〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が180㎡以下の場合〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下	壁面の面積 〔高さ20m以下〕 (A)	㎡	
	〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が180㎡超の場合〕 表示面積の合計が60㎡に壁面の面積の180㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は60㎡以下	算定した 表示可能面積 (上限値)	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
	※表示面積が1㎡以下の広告物、表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物は表示面積の合計に含めない。また、算定した表示可能面積が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで表示可能	壁面の面積に対する表示面積の合計の割合 (B÷A)	%	
		申請する広告物の表示面積 (最大のもの)	㎡	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が10以下 ※表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外	地色の マンセル値		
屋上広告物の設置	20m超不可	地表から上端 までの高さ	m	

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「10㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	⑤不動産院周辺地区
----------------------	-----------

許可基準		基準の内容		申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ		7m以下		地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和 する広告物の基準		基準B		基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容		ビル名称等又は駐車場を表す案内用 記号（Pマーク）		内 容	☐ ビル名称等 ☐ Pマーク	
表示形式		広告物の個数は1壁面につき1個		個 数	☐ 1壁面につき1個	
		建築物の壁面に箱文字又は直塗り で表示するもの		形 式	☐ 壁面の箱文字 ☐ 壁面の直塗り	
文字の大きさ		縦1.2m以下		有 の 場 合	縦 m	
商標・Pマーク の大きさ		縦横それぞれ2.4m以下 ※商標・Pマークと文字を一体的に 1個の広告物として表示する場合は 「文字の大きさ」の基準を適用			縦 m	
					横 m	
色彩		文字・商標・Pマークの彩度が暖色 系8以下、暖色系以外6以下		文字等の マンセル値		
照明		照明装置が文字の内部若しくは裏面 又は背後の壁面に取り付けられてい ること		照 明	☐ 箱文字の内部・裏面 ☐ 箱文字の背後の壁面 ☐ 無	
壁面利用広告物の総量		表示面積の合計が壁面の面積（高さ7 m以下の部分）の1/5以下かつ20㎡以 下		壁面の面積 〔高さ7m以下〕 （A）	㎡	
		※表示面積が1㎡以下の広告物、表 示期間が2週間以内の一時的・仮設 的な広告物は表示面積の合計に含め ない。また、算定した表示可能面積 が10㎡に満たない場合は10㎡以下ま で表示可能		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 （B）	㎡	
				壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 （B÷A）	%	
広告物の地色の色彩		地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下 ※表示面積2㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外		地色の マンセル値		
屋上広告物の設置		7m超不可		地表から上端 までの高さ	m	
広告内容 （自家用・管理用広告 物への限定）		自家用広告物・管理用広告物のみ掲 出可 ※表示面積1㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外		内 容		

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「2㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「内容」欄には、申請する広告物の表示内容を記載してください。（ビル名称、会社名、店舗名、営業内容、取扱商品名などと記載）
- 6 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	⑥広島東照宮・國前寺 周辺地区
----------------------	--------------------

許可基準		基準の内容		申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ		10m以下		地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和 する広告物の基準		基準B		基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容		ビル名称等又は駐車場を表す案内用 記号（Pマーク）		内 容	☐ ビル名称等 ☐ Pマーク	
表示形式		広告物の個数は1壁面につき1個		個 数	☐ 1壁面につき1個	
		建築物の壁面に箱文字又は直塗りで 表示するもの		形 式	☐ 壁面の箱文字 ☐ 壁面の直塗り	
文字の大きさ		縦1.2m以下		有 の 場 合	縦 m	
商標・Pマーク の大きさ		縦横それぞれ2.4m以下 ※商標・Pマークと文字を一体的に 1個の広告物として表示する場合は 「文字の大きさ」の基準を適用			縦 m	
					横 m	
色彩		文字・商標・Pマークの彩度が暖色 系8以下、暖色系以外6以下		文字等の マンセル値		
照明		照明装置が文字の内部若しくは裏面 又は背後の壁面に取り付けられてい ること		照 明	☐ 箱文字の内部・裏面 ☐ 箱文字の背後の壁面 ☐ 無	
壁面利用広告物の総量		表示面積の合計が壁面の面積(高さ 10m以下の部分)の1/5以下かつ30㎡ 以下		壁面の面積 〔高さ10m以下〕 (A)	㎡	
		※表示面積が1㎡以下の広告物、表 示期間が2週間以内の一時的・仮設 的な広告物は表示面積の合計に含め ない。また、算定した表示可能面積 が10㎡に満たない場合は10㎡以下ま で表示可能		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
				壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 (B÷A)	%	
広告物の地色の色彩		地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下 ※表示面積2㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外		地色の マンセル値		
屋上広告物の設置		10m超不可		地表から上端 までの高さ	m	
広告内容 (自家用・管理用広告 物への限定)		自家用広告物・管理用広告物のみ掲 出可 ※表示面積1㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外		内 容		

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「2㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「内容」欄には、申請する広告物の表示内容を記載してください。（ビル名称、会社名、店舗名、営業内容、取扱商品名などと記載）
- 6 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	⑦広島城・中央公園地区
----------------------	-------------

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ	10m以下	地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準B	基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容	ビル名称等又は駐車場を表す案内用 記号（Pマーク）	内 容	☐ ビル名称等 ☐ Pマーク	
表示形式	広告物の個数は1壁面につき1個	個 数	☐ 1壁面につき1個	
	建築物の壁面に箱文字又は直塗り で表示するもの	形 式	☐ 壁面の箱文字 ☐ 壁面の直塗り	
文字の大きさ	縦1.2m以下	有 の 場 合	縦 m	
商標・Pマーク の大きさ	縦横それぞれ2.4m以下 ※商標・Pマークと文字を一体的に 1個の広告物として表示する場合は 「文字の大きさ」の基準を適用		縦 m 横 m	
色彩	文字・商標・Pマークの彩度が暖色 系8以下、暖色系以外6以下		文字等の マンセル値	
照明	照明装置が文字の内部若しくは裏面 又は背後の壁面に取り付けられている こと	照 明	☐ 箱文字の内部・裏面 ☐ 箱文字の背後の壁面 ☐ 無	
壁面利用広告物の総量	表示面積の合計が壁面の面積（高さ 10m以下の部分）の1/5以下かつ30㎡ 以下 ※表示面積が1㎡以下の広告物、表 示期間が2週間以内の一時的・仮設 的な広告物は表示面積の合計に含め ない。また、算定した表示可能面積 が10㎡に満たない場合は10㎡以下ま で表示可能	壁面の面積 〔高さ10m以下〕 （A）	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 （B）	㎡	
		壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 （B÷A）	%	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下 ※表示面積2㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外	地色の マンセル値		
屋上広告物の設置	10m超不可	地表から上端 までの高さ	m	
広告内容 （自家用・管理用広告 物への限定）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲 出可 ※表示面積1㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外	内 容		

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「2㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「内容」欄には、申請する広告物の表示内容を記載してください。（ビル名称、会社名、店舗名、営業内容、取扱商品名などと記載）
- 6 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	⑧西風新都地区
----------------------	---------

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ	20m以下	地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準C	基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容	壁面の自家用広告物	内 容	☐ 壁面の自家用広告物	
表示面積	表示面積が20㎡以下 (広告物1個当たり)	有の場合 表示面積	㎡	
色彩	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下	地色の マンセル値		
壁面利用広告物の総量	〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡以下の場合〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下 〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡超の場合〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下 ※表示面積が1㎡以下の広告物、表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物は表示面積の合計に含めない。また、算定した表示可能面積が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで表示可能	壁面の面積 〔高さ20m以下〕 (A)	㎡	
		算定した 表示可能面積 (上限値)	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
		壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 (B÷A)	%	
		申請する広告物の 表示面積 (最大のもの)	㎡	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が10以下 ※表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外	地色の マンセル値		
屋上広告物の設置	20m超不可	地表から上端 までの高さ	m	

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「10㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	⑨-1広島駅新幹線口地区
	二葉の里歴史の散歩道に面する部分

許可基準		基準の内容		申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ		10m以下		地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和 する広告物の基準		基準B		基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容		ビル名称等又は駐車場を表す案内用 記号（Pマーク）		内 容	☐ ビル名称等 ☐ Pマーク	
表示形式		広告物の個数は1壁面につき1個		個 数	☐ 1壁面につき1個	
		建築物の壁面に箱文字又は直塗り で表示するもの		形 式	☐ 壁面の箱文字 ☐ 壁面の直塗り	
文字の大きさ		縦1.2m以下		有 の 場 合	縦 m	
商標・Pマーク の大きさ		縦横それぞれ2.4m以下 ※商標・Pマークと文字を一体的に 1個の広告物として表示する場合は 「文字の大きさ」の基準を適用			縦 m	
					横 m	
色彩		文字・商標・Pマークの彩度が暖色 系8以下、暖色系以外6以下		文字等の マンセル値		
照明		照明装置が文字の内部若しくは裏面 又は背後の壁面に取り付けられてい ること		照 明	☐ 箱文字の内部・裏面 ☐ 箱文字の背後の壁面 ☐ 無	
壁面利用広告物の総量		表示面積の合計が壁面の面積（高さ 10m以下の部分）の1/5以下かつ30㎡ 以下		壁面の面積 〔高さ10m以下〕 （A）	m ²	
		※表示面積が1㎡以下の広告物、表 示期間が2週間以内の一時的・仮設 的な広告物は表示面積の合計に含め ない。また、算定した表示可能面積 が10㎡に満たない場合は10㎡以下ま で表示可能		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 （B）	m ²	
				壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 （B÷A）	%	
広告物の地色の色彩		地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下 ※表示面積2㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外		地色の マンセル値		
屋上広告物の設置		10m超不可		地表から上端 までの高さ	m	
広告内容 （自家用・管理用広告 物への限定）		自家用広告物・管理用広告物のみ掲 出可 ※表示面積1㎡以下の広告物、車 両・船舶・航空機に掲出する広告物 は対象外		内 容		

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「2㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「内容」欄には、申請する広告物の表示内容を記載してください。（ビル名称、会社名、店舗名、営業内容、取扱商品名などと記載）
- 6 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	⑨-2広島駅新幹線口地区
	二葉の里歴史の散歩道に面しない部分

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ	20m以下	地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準C	基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
	表示内容	壁面の自家用広告物	☐ 壁面の自家用広告物	
	表示面積	表示面積が20㎡以下 (広告物1個当たり)	㎡	
	色彩	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下	地色の マンセル値	
壁面利用広告物の総量	〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡以下の場合〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下 〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡超の場合〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下 ※表示面積が1㎡以下の広告物、表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物は表示面積の合計に含めない。また、算定した表示可能面積が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで表示可能	壁面の面積 〔高さ20m以下〕 (A)	㎡	
		算定した 表示可能面積 (上限値)	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
		壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 (B÷A)	%	
		申請する広告物 の表示面積 (最大のもの)	㎡	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が10以下 ※表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外	地色の マンセル値		
屋上広告物の設置	20m超不可	地表から上端 までの高さ	m	

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「10㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	⑩広島駅南口地区
----------------------	----------

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ	20m以下	地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準C	基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容	壁面の自家用広告物	内 容	☐ 壁面の自家用広告物	
表示面積	表示面積が20㎡以下 (広告物1個当たり)	有 の場合	表示面積	㎡
色彩	地色の彩度が暖色系8以下、 暖色系以外6以下	地色の マンセル値		
壁面利用広告物の総量	〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡以下の場合〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下 〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡超の場合〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下 ※表示面積が1㎡以下の広告物、表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物は表示面積の合計に含めない。また、算定した表示可能面積が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで表示可能	壁面の面積 〔高さ20m以下〕 (A)	㎡	
		算定した 表示可能面積 (上限値)	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
		壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 (B÷A)	%	
		申請する広告物 の表示面積 (最大のもの)	㎡	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が10以下 ※表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外	地色の マンセル値		
屋上広告物の設置	20m超不可	地表から上端 までの高さ	m	

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「10㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	⑪広島市民球場周辺地区
----------------------	-------------

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ	20m以下	地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準C	基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容	壁面の自家用広告物	内 容	☐ 壁面の自家用広告物	
表示面積	表示面積が20㎡以下 (広告物1個当たり)	有の場合 表示面積	㎡	
色彩	地色の彩度が暖色系8以下、 暖色系以外6以下	地色の マンセル値		
壁面利用広告物の総量	〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡以下の場合〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下 〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡超の場合〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下 ※表示面積が1㎡以下の広告物、表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物は表示面積の合計に含めない。また、算定した表示可能面積が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで表示可能	壁面の面積 〔高さ20m以下〕 (A)	㎡	
		算定した 表示可能面積 (上限値)	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
		壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 (B÷A)	%	
		申請する広告物 の表示面積 (最大のもの)	㎡	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が10以下 ※表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外	地色の マンセル値		
屋上広告物の設置	20m超不可	地表から上端 までの高さ	m	

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「10㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	⑫都心幹線道路沿道地区
----------------------	-------------

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ	20m以下	地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準C	基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容	壁面の自家用広告物	内 容	☐ 壁面の自家用広告物	
表示面積	表示面積が20㎡以下 (広告物1個当たり)	有の場合 表示面積	㎡	
色彩	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下	地色の マンセル値		
壁面利用広告物の総量	〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡以下の場合〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下 〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡超の場合〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下 ※表示面積が1㎡以下の広告物、表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物は表示面積の合計に含めない。また、算定した表示可能面積が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで表示可能	壁面の面積 〔高さ20m以下〕 (A)	㎡	
		算定した 表示可能面積 (上限値)	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
		壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 (B÷A)	%	
		申請する広告物の 表示面積 (最大のもの)	㎡	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が10以下 ※表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外	地色の マンセル値		
屋上広告物の設置	20m超不可	地表から上端 までの高さ	m	

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「10㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	⑬宇品みなと地区
----------------------	----------

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ	20m以下	地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準C	基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容	壁面の自家用広告物	内 容	☐ 壁面の自家用広告物	
表示面積	表示面積が20㎡以下 (広告物1個当たり)	有の場合 表示面積	㎡	
色彩	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下	地色の マンセル値		
壁面利用広告物の総量	〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡以下の場合〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下 〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が300㎡超の場合〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下 ※表示面積が1㎡以下の広告物、表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物は表示面積の合計に含めない。また、算定した表示可能面積が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで表示可能	壁面の面積 〔高さ20m以下〕 (A)	㎡	
		算定した 表示可能面積 (上限値)	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
		壁面の面積に対する表示面積 の合計の割合 (B÷A)	%	
		申請する広告物の 表示面積 (最大のもの)	㎡	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が10以下 ※表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外	地色の マンセル値		
屋上広告物の設置	20m超不可	地表から上端 までの高さ	m	

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「10㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	⑭一般区域
----------------------	-------

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
壁面利用広告物の総量	表示面積の合計が壁面の面積（壁面全体）の1/3以下（上限なし） ※表示面積が1㎡以下の広告物、表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物は表示面積の合計に含めない。また、算定した表示可能面積が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで表示可能	壁面の面積 〔壁面全体〕 (A)	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
		壁面の面積に 対する表示面積 の合計の割合 (B÷A)	%	

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）